

平成 24 年 9 月 29 日

令和元年 6 月 15 日

体操研修会開催経費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この補助は本学会会員が主催する体操研修会に対して開催経費の一部を補助するものである。

(定義)

第 2 条 体操研修会とは、一般または専門家を対象とした体操に関する講義、または実技の研修会を指し、日本体操学会が補助する研修会であることを研修会資料等に明記する。

(補助対象者)

第 3 条 この補助金の交付を受けることができる者は、日本体操学会個人正会員または団体正会員、賛助会員とする。

(補助金額)

第 4 条 補助金の額は、研修会 1 回につき 1 万円とする。原則的に同一会員の申請は年 1 回までとする。

なお、補助金の総額は、年次予算決定時にそのつど決定し、総会にて承認を得る。

(申請及び決定)

第 5 条 補助金の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、体操研修会補助金交付申請書（様式第 1 号）を常任理事会に提出しなければならない。なお、その年度予算額上限に達したときには申請者に伝え、それ以降の申請受付はしない。

2 常任理事会は、前項の申請書等の内容をメール会議にて審査し適当と認めたときは、体操研修会開催経費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）を、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 6 条 前条第 2 項に規定する補助金交付決定の通知を受けた申請者は、速やかに体操研修会開催経費補助金交付請求書(様式第 3 号)を学会事務局に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(報告)

第 7 条 申請者は、体操研修会開催後、報告書（様式 4 号）を日本体操学会事務局へ提出するものとする。

(取消し及び返還)

第 8 条 常任理事会は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 提出書類の記載に偽りがあったとき。

(2) 不正行為があったとき。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、常任理事会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。